

諫早市監査基準

令和2年3月19日

監査委員告示第6号

(目的)

第1条 諫早市監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の規定に基づき、本基準第4条第1項に掲げる監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)並びにその他の行為の実施及び報告等に関し監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

(規範性)

第2条 本基準は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査等及び法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的)

第3条 監査等の目的は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第20条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の種類及び目的)

第4条 監査等の種類は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の

- 管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ
るようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査す
ること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費
で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に
努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援
助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利
子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管
理を行わせている団体の当該財政的援助に係る出納その他の事
務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているか監査
すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確
であるか審査すること。
- (5) 例月現金出納検査 会計管理者及び上下水道事業管理者の
現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用状況審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正
確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査
すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率
並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に
適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- (8) 公金の収納又は支払事務に関する監査 監査委員が必要と
認めるとき、又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の
公金の出納事務が正確に行われているか監査すること。
- (9) 住民の直接請求に基づく監査 選挙権を有する者の50分
の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合
し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げないようにし、その組
織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (10) 議会の請求に基づく監査 議会の請求に基づき、事務の執行

が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(11) 市長の要求に基づく監査 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(12) 住民監査請求に基づく監査 住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること。

(13) 市長又は上下水道事業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 市長又は上下水道事業管理者の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査又は随時監査として実施する。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第3条の目的を達成するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研鑽に努めるものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第3条の目的を達成するため、監査等の対象部局等に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、必要に応じ、監査等の対象に係るリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。この場合において、リスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に応じ、内部統制の整備及び運用状況について情報を集め、総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(報告の徴取)

第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は上下水道事業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、同条第2項に規定する指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書等の作成及び保存)

第9条 監査委員は、監査等年間計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(情報管理)

第10条 監査委員は、監査等において入手し又は作成した情報が外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人

情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うものとする。

（質の管理）

第11条 監査委員は、本基準に則り、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対し、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、常に公平謙虚な態度で、市政の現状に関心を持ち、監査等の資料の収集をはじめ市の財務管理及び事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（監査等の証拠入手）

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

（実施方針及び監査等の計画の策定）

第13条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目の実施方針を策定するものとする。

2 監査委員は、環境等の変化に応じ、適宜、実施方針を見直すものとする。

3 監査委員は、前2項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。

4 監査委員は、監査等年間計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

5 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じ、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じ、体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象、環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じ、適宜、監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

2 監査等の手続は、試査又は精査による。監査等の実施の結果、必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

3 監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の

兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案し、適宜、これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第18条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、指導、意見及び勧告に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第19条 監査委員は、監査（住民監査請求に基づく監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（職員の賠償責任に関する監査においては市長又は上下水道事業管理者）に提出するものとする。

2 監査委員は、監査（公金の収納又は支払事務に関する監査、住民監査請求に基づく監査及び職員の賠償責任に関する監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる。

3 監査委員は審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

4 監査委員は、住民監査請求に基づく監査の結果について、請求人、議会及び市長に通知する。当該請求に理由があると認めるときは、議会、市長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告する。

5 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第20条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (5) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者及び上下水道事業管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (8) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
- (9) 住民の直接請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (10) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (11) 市長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記

載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(12) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。

(13) 市長又は上下水道事業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じ、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、重大な制約により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じ、監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由を記載するものとする。

(合議)

第21条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査等の実施方針及び計画
- (2) 監査の結果に関する報告
- (3) 監査の結果に関する報告に添える意見
- (4) 監査の結果に関する報告に係る勧告

- (5) 決算審査に係る意見
- (6) 基金運用状況審査に係る意見
- (7) 健全化判断比率等審査に係る意見
- (8) その他監査委員の合議を必要とする事項

2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第22条 監査委員は、監査の結果に関する報告等のうち、公金の収納又は支払事務に関する監査及び職員の賠償責任に関する監査を除く監査について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

2 前項の規定による公表は、広く住民に周知することができる方法により行う。

(措置状況の報告等)

第23条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

本基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 5 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項に基づき収納の事務を委託された者に係る諫早市監査基準第 8 条第 2 項の規定による報告の徴取については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。